



一般廃棄物処理業許可証

住 所（所在地） 広島県福山市神辺町大字川北482番地の1
名 称 (有)生必クリーナー
氏 名（代表者名） 代表取締役 今西 智恵

令和4年2月1日付けで更新の申請のあった一般廃棄物処理業（収集・運搬）について、次の条件を付して許可する。

令和4年4月1日

笠岡市長 小林 嘉文



許可条件

- 1 許 可 番 号 第22号
- 2 取扱一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物
- 3 収 集 区 域 笠岡市内
- 4 許 可 期 間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める条項を厳守すること。
- 6 笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則及び笠岡市ごみ等一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱に定める条項を厳守すること。
- 7 岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合所管の各中間処理施設で適正処理が困難な廃棄物及び事業系不燃物については、各中間処理施設へ搬入しないこと。
- 8 家電リサイクル法の対象品目及びパソコンについては、上記中間処理施設へ搬入しないこと。
- 9 関係法令等に違反する行為があった場合は、事業の停止の命令又は許可の取消しをすることがある。